

## 業務提携に関する検討会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 平成31年1月25日（金） 14：00～16：07
- 2 場 所 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会大会議室（11階）
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 池田委員からのプレゼンテーション（「業務提携の独禁法上の実務上の論点」）
  - (3) 多田委員からのプレゼンテーション（「業務提携の論点」）
  - (4) 討議
  - (5) 閉会
- 5 議事概要

池田委員から「業務提携の独禁法上の実務上の論点」（資料1）、多田委員から「業務提携の論点」（資料2）に基づきプレゼンテーションが行われ、その後、説明を行った上で、委員間で議論が行われたところ、各委員から出された意見等は以下のとおり。

- 業務提携から生ずる問題について、提携当事者同士がある程度一体化するという提携それ自体から生ずる問題、提携対象の商品等の価格や数量を取り決めてしまうといった、提携に付随して生ずる問題は、明確に区分できるわけではないが、考え方の整理の方法として、このような枠組みを用いることでおおむねよいのではないか。
- 業務提携は、案件によって、一体化される度合いが合併に近いものから、独立して競争しているものまでグラデーションがあり、境界線は明確ではないが、企業結合ガイドラインに照らして問題ないのであれば、業務提携でも問題ないという判断ができるのではないか。他方、企業結合との違いとして、業務提携では、提携当事者間での競争の余地、内発的牽制力がどの程度働くかも考慮されることになるか考える。
- 共通化割合を検討することは、事業者にとって簡明な判断基準となり得るため有用なものと考えられるが、コストが共通化される割合という定量的評価のみでは単純化されすぎているため、事案ごとの実質的な競争の余地、内発的牽制力の程度といった質的な評価をどうするのか等についても検討すべきではないか。また、経済理論上はお互いのコストを把握することで競争

が激しくなる場合もあるという指摘もある。

- 業務提携がハードコアカルテルの効果を有するかの見極めにおいて、効率性がもたらされるかという視点は重要であるところ、効率性の発生については、共同生産、共同研究開発、共同購入など業務提携の類型ごとに整理する必要がある。
- 効率性については、将来を見据えた効率性のため提携実施時点ではコスト効率に寄与しないこともあり得たり、コスト削減効果のみならず画期的な商品を世に出すことも含み得るなど、効率性の意味内容や判断方法は難しい問題であり、事業者を萎縮させないようにする点も含め、慎重に扱う必要がある。
- 業務提携では、効率性が増大する効果がある一方、他社を排除する側面もある。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

業務提携に関する検討会委員名簿

池田 毅	池田・染谷法律事務所 弁護士
石垣 浩晶	NERAエコノミックコンサルティング マネジングディレクター／東京事務所代表
齊藤 高広	南山大学法学部教授 (競争政策研究センター主任研究官)
多田 敏明	日比谷総合法律事務所 弁護士
座長 根岸 哲	神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授
宮井 雅明	立命館大学法学部教授 (競争政策研究センター主任研究官)
山田 英司	株式会社日本総合研究所 理事

[五十音順, 敬称略, 役職は平成30年12月14日現在]